令和８年度税制改正要望

約３万の中小企業組合等
約２１９万の組合等所属中小企業者
全国中小企業団体中央会

令和７年１１月

中小企業の活力を維持するために

①研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充、適用期限の延長

■試験研究費の一定額について税額控除が適用される同措置について、中小企業が事業環境の変化に適応し、競争力を高めていくために、より実態に即した使い勝手のよい研究開発税制への拡充を図ったうえで、今年度適用期限を迎える措置について、延長。
具体的な拡充内容については、米国関税や最低賃金引上げ、物価高騰の影響を受ける中小企業のイノベーション創出の取組みの拡大のために、特に、中小企業技術基盤強化税制について、諸外国並みの控除率引き上げや税額控除の繰越制度を創設するなど拡充。
また、研究開発に新たに挑戦する中小企業でも安心して使えるよう試験研究費の定義や範囲の明確化などの措置を。

②少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置の恒久化、拡充

■中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる制度について、恒久化するとともに、近年の物価高騰等を踏まえ、適用限度額を大幅に引上げ。

③事業承継税制の
Ⅰ特例承継計画の提出期限の延長
Ⅱ納税猶予及び特例措置期間の延長
Ⅲ手続きの簡素化

■Ⅰ事業承継税制の特例承継計画提出期限の延長
Ⅱ法人版事業承継税制においては令和９年12月末、個人版事業承継税制においては令和10年12月末までの相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長
Ⅲ事業承継税制の申請にあたり税理士等の専門家だけでなく、認定経営革新等支援機関でも支援が可能な水準までの手続きの簡素化、認定後の年次報告書と継続届出書等の提出の簡素化又は廃止
また、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大などの措置と併せて、中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置を拡充。

■また、中小事業者等が他の中小事業者等から事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画の認定を受け、事業譲渡を実施する場合に不動産の権利移転等に際して生じる不動産取得税を軽減する措置を延長。

④インボイス制度について、導入に伴う経過措置の延長・恒久化、実態に応じた柔軟な運用、事業協同組合の共同事業に係る特例創設

■消費税のインボイス制度について、導入に伴う各種経過措置について延長や恒久化とともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の統一及び課税期間終了後などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用を。併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例の新設。

⑤中小企業向け賃上げ促進税制の更なる拡充

■法人税額の控除上限の撤廃や増加率を設けず前年比増加のみでも対象となる枠の創設等の更なる拡充等、中小企業の賃上げに対する更なるインセンティブの付与が必要であり、併せて制度の恒久化等の措置を。

⑥中小法人の法人税率の軽減措置について、税率の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、同措置を恒久化

■中小法人の法人税率は、年800万円以下の所得金額について、本則において23.2%から19%に軽減されているところ、租税特別措置法の規定によって更に15%に軽減。

併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで同措置を恒久化し、企業組合、協業組合も措置の対象に追加

■企業組合は中小企業等協同組合法、協業組合は中小企業団体の組織に関する法律を根拠法とする組合。現行は「協同組合等」ではなく「普通法人」として課税。

⑦中小企業の欠損金繰越控除の利用制限反対、個人事業主の純損失の繰越控除期間を延長

■中小企業の投資意欲を抑制し、経営の安定性を損なうことから、欠損金の繰越控除の利用制限には反対。また、個人事業主の事業継続のために、原則３年（特定非常災害の指定を受けた災害より生じた純損失の場合は５年）となっている純損失の繰越控除期間について延長。

⑧外形標準課税の中小企業への適用拡大は断固反対

■外形標準課税は、従業員給与に課税する仕組みであり、賃金を増加させた企業に対し課税を強化し、政府が総力を挙げて取り組んでいる賃金引上げに逆行するうえ、赤字法人に対して新たな負担を強いることは、当該法人の事業継続に甚大な影響を与え、地域経済の活性化に逆行することとなるため、法人事業税における外形標準課税の令和７年３月以前から資本金１億円以下中小企業への適用拡大には、断固として反対。

⑨特定の事業用資産の買換え特例（第３号）の適用期限を延長

■国内にある土地等、建物または構築物で譲渡日を含む年の１月１日において所有期間が10年を超えるものを譲渡し、国内のある一定の土地等、建物等又は構築物を取得した場合に、譲渡益の一定割合の課税を繰り延べられる特例措置について、特に、倉庫施設等の買換えを行う場合に、事業者の負担を軽減し物流拠点を適切な立地へと誘導する目的から適用期限の延長。

⑩カーボンニュートラル投資促進税制の恒久化

■産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を措置するカーボンニュートラル投資促進税制の恒久化。

⑪その他

■令和７年度税制改正において適用期限が延長された中小企業の設備投資を支援する「中小企業経営強化税制」、「固定資産税軽減の特例（中小企業等経営強化法による支援）」、「中小企業投資促進税制」等の中小企業の生産性向上や賃上げ原資の確保の一助となる税制の維持。